

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

交野市指定文化財の指定等基準

交野市文化財保護条例第 3 条第 1 項に規定する、交野市指定文化財の指定等を行う場合の「市にとって特に文化的・歴史的価値が高い」と認める基準は以下のとおりとする。

1 交野市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次のいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 流派的又は市域的な特色が顕著なもの

(2) 絵画及び彫刻

次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち制作が優秀で市の文化史上重要なもの
- イ 市の絵画・彫刻史上重要と認められるもの
- ウ 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特異性を示すもの
- エ 流派的特色又は地域的特色において顕著なもの
- オ 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

(3) 工芸品

次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち制作が優秀なもので市の文化史上重要なもの
- イ 市の工芸史上重要と認められるもの
- ウ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- エ 渡来品で市の工芸史上に意義深く、密接に関連を有するもの

(4) 書跡及び典籍

次のいずれかに該当するもの

- ア 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上重要と認められるもの
- イ 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上重要と認められるもの
- ウ 典籍類のうち版本類は、市の印刷史上重要と認められるもの

エ 書跡類又は典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

オ 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

(5) 古文書

次のいずれかに該当するもの

ア 古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの

イ 日記、記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で市の歴史上重要と認めるもの

ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、市の学術上重要と認められるもの

エ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

オ 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

(6) 考古資料

次のいずれかに該当するもの

ア 各時代の遺物のうち、市にとって学術的価値の高いもの

イ 渡来品で市の歴史上意義のあるもので、かつ、学術的価値の特に高いもの

(7) 歴史資料

次のいずれかに該当するもの

ア 政治、経済、社会、文化、科学技術等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

イ 市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

ウ 市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

エ 渡来品で市の歴史上意義のあるもので、かつ、学術的価値の特に高いもの

2 交野市指定無形文化財

(1) 芸能

ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次のいずれかに該当するもの

（ア）芸術上特に価値の高いもの

（イ）市の芸能史上特に重要な地位を占めるもの

（ウ）芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地域的又は流派的特色が顕著なもの

イ アに掲げる芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 芸術上特に価値の高いもの

イ 市の工芸史上特に重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は市の工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著なもの

の

(3) 無形文化財の保持者又は保存団体

〔芸能関係〕

ア 保持者

(ア) 無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体现できる者

(イ) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

(ウ) 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保存団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

〔工芸技術〕

ア 保持者

(ア) 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体现している者

(イ) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

(ウ) 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

3 交野市指定民俗資料

(1) 有形民俗資料

ア 次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、制作技法、用法等においてわが国又は本市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(ア) 衣食住に用いられるもの

(イ) 生産、生業に用いられるもの

(ウ) 交通、運輸、通信に用いられるもの

(エ) 交易に用いられるもの

(オ) 社会生活に用いられるもの

(カ) 信仰に用いられるもの

(キ) 民俗知識に関して用いられるもの

(ク) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの

(ケ) 人の一生に関して用いられるもの

(コ) 年中行事に用いられるもの

イ 前号に掲げる有形民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のいずれかに該当し、重要なもの

- (ア) 歴史的変遷を示すもの
- (イ) 時代的特色を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの
- (エ) 技術的特色を示すもの
- (オ) 生活様式の特徴を示すもの
- (カ) 職能の様相を示すもの

(2) 無形民俗文化財

ア 風俗慣習のうち、次のいずれかに該当し、重要なもの

- (ア) 由来、内容等において市の基盤的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
- (イ) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

イ 民俗芸能のうち、次のいずれかに該当し、重要なもの

- (ア) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (イ) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの

ウ 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (ア) 技術の発生又は成立を示すもの
- (イ) 技術の変遷の過程を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの

4 交野市指定記念物

(1) 史跡

次のいずれかに該当し、市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- ア 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡
- イ 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ウ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀又は信仰に関する遺跡
- エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- カ 産業交通に関する遺跡（東海道関連、野洲川関連、隧道、鉄道関連等）
- キ 通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- ク 墳墓及び碑
- ケ 旧宅、園池、井泉、樹石その他由緒のあるもの
- コ その他歴史上又は学術上価値の高い遺跡

(2) 名勝

次のいずれかに該当し、すぐれた景観として欠くことのできないものであって、その自然的

なものにあっては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの、人文的なものにあっては、芸術的又は学術上価値の高いもの

ア 公園又は庭園

イ 橋梁又は築堤

ウ 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢生する場所

エ 鳥獣、魚虫等の生息する場所

オ 岩石又は洞穴

カ 峡谷、瀑布、溪流又は深淵

キ 湖沼又は湧泉

ク 温泉

コ 山岳、丘陵、高原、平原又は河川

サ 展望地点

(3) 天然記念物

次のいずれかに該当する動物植物及び地質鉱物のうち学術上価値の高いもので、自然を記念するもの

ア 動物

(ア) 市域に貴重な動物で著名なもの及びその生息地

(イ) 特有の産ではないが、市域に著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地

(ウ) 自然環境における特有の動物又は動物群集

(エ) 貴重な動物の標本

イ 植物

(ア) 名木、巨樹、老樹、奇形木、栽培植物の原木、並木又は社叢

(イ) 特殊な植生を有する植物群落

(ウ) 池泉、温泉、湖沼、河等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

(エ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(オ) 貴重な植物として保全保護を必要とする種およびその自生地

ウ 地質鉱物

(ア) 特徴的な岩石、鉱物又は化石の標本

(イ) 特徴的な岩石、鉱物又は化石の産出状態又は産出地

(ウ) 特徴的な地層、又は地層中の堆積構造

(エ) 噴砂、不整合、断層、褶曲、衝上など、地震・地塊運動に関する現象

(オ) 風化、浸食、気象、火山活動、温泉、硫気、生物の活動などに起因する地質現象及び地形

エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）